

## 別紙1 リスク分担表

本リスク分担表は、各項目に示すリスクの分担についての基本的な考え方を示すものです。

○：主負担 △：従分担

リスク項目・内容		リスク分担		
		市	整備運営事業者	
共通	募集要項等リスク	募集要項等の誤りに関するもの	○	
	契約締結リスク	市の責に帰すべき事由により事業契約が結べない場合	○	△※1
		整備運営事業者の責に帰すべき事由により事業契約が結べない場合		○
	政策リスク	政治上の理由又は政策変更により、事業内容が変更又は中止となる場合	○	
	法令等変更リスク (税制度変更含む)	本事業に直接関係する法令等の新設・変更起因するもの	○	
		整備運営事業者の利益に課される税制度の新設・変更起因するもの(法人税率の変更等)		○
		上記以外の税制度の新設・変更起因するもの		○
	住民対応リスク	本施設の整備に関する住民反対運動等に起因するもの	○	△※2
		整備運営事業者が行う業務に起因するもの		○
	第三者賠償リスク	市の責による事業期間中の事故に起因するもの	○	
		整備運営事業者の責による事業期間中の事故に起因するもの		○
	環境影響リスク	市が行う業務に起因する周辺環境の悪化	○	
		整備運営事業者が行う業務に起因する周辺環境の悪化		○
	不可抗力リスク	暴風、豪雨、地震、火災、騒乱、暴動等、市又は整備運営事業者のいずれの責にも期すことのできない自然的又は人為的現象に起因するもの	○※3	△※3
	物価変動リスク	設計・建設期間中の物価変動による事業費の増減		○
運営・維持管理期間中の物価変動による事業費の増減			○	
事業の中止・遅延リスク	市の指示、議会の不承認、市の債務不履行等、市の責に帰すべき事由により事業が中止・遅延する場合	○		
	整備運営事業者の債務不履行、事業放棄、破綻等、民間事業者の責に帰すべき事由により事業が中止・遅延する場合		○	

○：主負担 △：従分担

リスク項目・内容			リスク分担	
			市	整備運営事業者
設計・建設段階	用地に関するリスク	計画用地の土壌汚染、計画用地中の障害物に起因するもの	○	
	設計変更	市の指示又は市の責に帰すべき事由による設計変更により事業費が増加するもの	○	
		整備運営事業者の責に帰すべき事由による設計変更により事業費が増加するもの		○
	開業遅延リスク	市の責に帰すべき事由により開業遅延するもの	○	
		整備運営事業者の責に帰すべき事由により開業遅延に起因するもの		○
施設損傷リスク	整備運営事業者が、施設を市に引き渡す前に生じさせた、施設や材料の破損		○	
運営・維持管理段階	経営リスク	施設の経営に関するもの		○
	収益施設の需要リスク	施設利用者数の変動によるもの		○
		市の責又は不可抗力に起因する施設利用者数の変動によるもの	○※3	△※3
	施設劣化リスク	整備運営事業者の責に帰すべき事由（適切な維持管理業務を怠ったこと等）による施設の劣化に関するもの		○
		経年劣化による施設の老朽化		○
	施設損傷リスク	市の責に帰すべき事由による施設の損傷	○	
整備運営事業者の責に帰すべき事由による施設の損傷			○	
光熱費変動リスク	施設利用者数の変動による光熱水費の増減		○	
事業終了	移管手続リスク	整備運営事業者の責に帰すべき事由による契約終了時の移管手続、業務引継及び整備運営事業者側の精算手続に要する費用の増大（原状復旧費を含む）		○

※1：整備運営事業者は既に支出した金額を負担する。

※2：整備運営事業者に責任、原因がある場合は整備運営事業者が対応する。

※3：市が費用を負担する場合、詳細は協議により決定する。